

令和3年度全国土木建築国民健康保険組合  
一般会計事業計画

I 運営方針

令和3年度は「中期事業計画（第2期）」の最終年度にあたることから、各事業項目の進捗を踏まえて確実に実施するとともに、全国の事業所及び被保険者に等しくサービスを提供できるようリモート技術の活用を検討し、事業の進展を図る。

主な取組事項としては、保険者の基本業務である資格適用・保険給付を適正に行うとともに、事業主等の利便性向上・負担軽減策として各種オンライン申請サービスの提供準備を進めるほか、健康経営に取り組む事業所支援や個人の健康リスクに応じた事業の推進など、データヘルス計画に基づいた効果的な保健サービスを提供する。また、令和5年度の地方事務所統廃合に向けて、新たな組織体制づくりの検討を進めるほか、新人事評価制度の効果的な運用を図るとともに、業務執行にあたっては法令遵守を徹底して事業に取り組む。

財政面では、中期的には収支均衡が保たれる見込みであるものの、コロナ禍が土木建築業界にもたらす影響は不透明であることから、その動向について注視するとともに、より一層のコスト意識をもって安定的かつ効率的な事業運営を図ることとする。

令和3年度予算については、介護分保険料率を1,000分の2引き上げる（令和2年3月規約改正）こととして予算編成し、令和2年度の収支差引見込193億円のうち、実質単年度収支黒字相当額と不動産売払収入相当額の合計147億円を「財政基盤安定積立金」に積み立て、残額の46億円を令和3年度に繰り越すことにより、令和2年度決算見込と比較して36億円減の1,529億円の予算規模とした。

## II 事業計画

### 1 基本的保険者機能の強化

医療保険者としての基本的業務である加入・給付業務等を適正に行うとともに、事業主及び被保険者の利便性向上や事務手続きの効率化などの負担軽減への取組みを進める。

併せて、情報管理及び法令遵守の徹底に努める。

#### (1) 事業主及び被保険者の利便性向上並びに負担軽減

##### ア 事業所及び被保険者向けWebサービスの開始

- ・事業主及び被保険者の利便性向上並びに負担軽減を図るため、次のWebサービスは令和3年度中の運用開始に向け準備を進める。なお、その他の届書等についてもサービス開始に向け順次検討する。

##### (ア) 事業主向けWeb

区分	オンライン申請	組合保有情報の提供
対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 基準報酬月額算定基礎届</li><li>・ 基準報酬月額変更届</li><li>・ 基準賞与額基礎届</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 組合員資格の確認等に使用するデータ</li><li>・ 健康保険収支状況のご案内</li></ul>

##### (イ) 被保険者向けWeb

区分	オンライン申請	組合保有情報の提供
対象	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 限度額適用認定申請書</li><li>・ インフルエンザ予防接種費用補助金支給申請書（組合員申請）</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 医療費のお知らせ（e-tax対応）</li></ul>

#### イ マイナンバーを利用した情報連携による事務手続き等の負担軽減

##### (ア) 情報連携への対応

###### ① 所得情報の取得

- ・ 令和3年6月以降、国の機関との連携により所得情報を取得することから、高齢受給者証の交付や限度額適用認定申請等に課税証明書等の添付を原則不要とするなど、事務手続きの変更等について事業主及び被保険者に対し周知を図る。

###### ② 住民票情報の取得

- ・ 住民票情報が一括で取得できないなど依然として課題が多いため、引き続き異動届には「世帯全員の住民票」の添付が必要となることを事業主及び被保険者に対し周知を図るとともに、関係機関に対し機能改善を要望する。

### ③健診結果の情報連携

- ・令和3年4月から特定健診結果の情報連携が開始され、前医療保険者から引き継いで健診結果情報を取得できることになるため、特定保健指導等に活用するとともに、健診機関、事業主等から健診結果が提出され次第、速やかに登録のうえ情報連携処理を行う。

#### (イ) オンライン資格確認等システムへの対応

- ・新たに個人を特定する2桁の枝番、所得区分等を加えた被保険者情報をオンライン資格確認等システムへ速やかに登録する。
- ・4月以降新たに交付する被保険者証に2桁の枝番を付番するなど、事業主及び被保険者に対し同システムの内容について周知を図る。

#### ※オンライン資格確認等システム

オンライン資格確認は、被保険者がマイナンバーカード又は被保険者証を医療機関等の窓口に掲示することにより、医療機関等が「オンライン資格確認等システム（国が構築）」を利用して、受診時の被保険者資格をリアルタイムに照会・確認できるもので、令和3年3月から運用が開始される。

#### ウ ジェネリック医薬品（後発医薬品）の使用促進

- ・「ジェネリック医薬品希望シール」を配布する。
- ・使用割合が低い19歳未満の若年者及び生活習慣病等により長期に服薬している者を対象者に選定した「ジェネリック医薬品差額通知」（年1回）を送付する。
- ・kencomの「おくすり履歴・ジェネリック医薬品差額」ページにおいて、切替可能な医薬品名と削減可能額を閲覧できることを周知する。

#### ◆令和3年度目標値

ジェネリック 医薬品使用割合 (数量ベース)	令和3年度目標	令和2年3月末現在
	80.0%	78.7%

## (2) 情報管理の徹底

### ア 個人情報管理の強化と徹底

- ・情報連携に使用する専用端末の使用者制限等の運用管理を徹底する。
- ・個人情報データの漏えい及び滅失を防止するためのログ管理体制を整備する。
- ・個人情報保護の徹底及び職員の意識向上のための教育及び研修を実施する。

### イ 情報セキュリティ等の強化

- ・不正アクセス等の分析を行い、防衛対策を整備する。
- ・職員が使用する電子媒体へのデータ書込みの管理と電子データの暗号化及びパスワード設定を徹底する。
- ・災害等へ早期に対応するための復旧対策を整備する。

## (3) 法令遵守の徹底

- ・組合の社会的使命及び責任を自覚し、「法令遵守のための実践計画」に基づく取組みを徹底する。

## (4) 広報活動の充実

### ア 保険事務担当者打合会の開催

- ・保険事務担当者打合会をリモート開催し、保険事務取扱の重要事項や改正事項等について周知を行う。
- ・リモート開催に参加できない場合の対応として、同打合会の内容を収録した動画を組合ホームページで視聴できるようにする。

### イ 広報誌「保険組合だより」の配布

- ・「保険組合だより」を組合員の自宅あて配布し、健康保険制度の趣旨や目的を周知するとともに被保険者の健康意識の高揚等を図る。
- ・被保険者にとってよりわかりやすい広報誌となるよう、令和3年9月号からリニューアルを行う。

### ウ 組合ホームページによる広報

- ・各種事務手続きに関する解説のほか、組合の各種活動情報等を掲載し、組合事業の周知に努める。

## 2 発展的保険者機能の強化

第2期データヘルス計画（平成30年度～令和5年度）に基づいた効率的・効果的な保健事業を実施することとして、コラボヘルスや健康経営の推進等、事業主及び被保険者の健康保持増進への取組みに対する支援強化を図る。

### （1）ビッグデータの活用

#### ア 慢性腎臓病（CKD）の重症化予防等（京都大学共同研究事業）

##### （ア）受診勧奨の実施

- ・人工知能（AI）の発症予測による受診勧奨対象者の選定を行い、早期に医療機関に受診するよう勧奨通知（年4回）を送付する。

##### ※人工知能（AI）の発症予測

人工知能（AI）を用いて、過去2年間の健診結果（問診票を含む）から今後3年間に腎機能が悪化する危険性を予測する。

##### （イ）健康課題の分析

- ・各年代の健康課題に関連するリスク因子の解析を進める。

#### イ 特定保健指導記録の分析（京都大学共同研究事業）

- ・分析結果に基づき、効果的な保健指導方法を検討する。
- ・組合の保健師・管理栄養士の保健指導技術の向上を図る。

#### ウ 事業所ごとの生活習慣の状況分析（慶應義塾大学共同研究事業）

- ・飲酒、喫煙、運動などの生活習慣の状況について、同規模事業所内での位置関係がわかる散布図を作成し、事業所に提供する。

#### エ メンタルヘルス対策（メンタルヘルス対策総合研究事業）

##### （ア）「メンタルヘルス対策総合研究会」の開催

- ・有識者による研究会を開催し、組合の保有するデータに基づき効果的なメンタルヘルス対策を検討する。

##### （イ）睡眠衛生教育の実施

- ・メンタル不調や生活習慣病の改善、生産性の向上に関係する「睡眠」への理解を深めるため、睡眠衛生教育を実施する。
- ・希望者に睡眠時無呼吸症候群（SAS）のリスクチェックを実施し、必要に応じて医療機関への受診を勧める。
- ・睡眠薬と飲酒の併用による外傷リスクの増大など、睡眠薬処方データの分析結果に基づき、適切な服用を促す情報提供を行う。

オ ビックデータの提供

国の研究事業等に特定健診等の匿名化データを提供する場合は、研究事業の目的・提供先・データの種類を組合ホームページに公開する。

(2) 健康経営の実践に向けた事業所支援の充実

ア ヘルスアップチャレンジへの参加促進等

(ア) ヘルスアップチャレンジ宣言の取組み支援

- ・社員の健康づくりを進めるための取組みに対して、支援を行う。

◆令和3年度目標値

ヘルスアップチャレンジ	令和3年度目標	令和2年度実績
宣言事業所数	580か所	563か所

(イ) 「ヘルスアップチャレンジ助成金」制度の活用

- ・創意工夫ある新たな健康づくりの取組みを促すため、講師料や機器、啓発素材の購入等に利用可能な助成金制度を継続して実施する。

(ウ) 健康経営優良法人認定の支援

- ・申請のために必要な情報提供など、事業所の認定支援を行う。

イ 事業所健康度分析資料等のデータ提供

- ・事業所の健康管理の取組みを支援するため、次の各種資料・データを提供する。

事業所健康度分析資料	事業所別の健診結果に基づく分析・比較資料
事業所ランキング資料	
kencomの登録状況リスト	コラボヘルスの推進に必要となる健康管理に関するデータ
kencomに登録された歩数データ	
組合が管理している健診結果データ	

ウ 事業所との連携強化

(ア) 健康推進会議

- ・地方事務所単位で開催されていた業務運営協議会の廃止に伴い、8か所の健康支援室を単位として、加入事業所の健康経営に資する情報交換や組合事業に関する意見交換を行う会議を新たに開催する。

(イ) サロンどけんぼ

- ・健康づくりの取組みを積極的に進める事業所を対象に、リモート開催等により遠方の事業所でも参加・情報が受け取れる方法を検討し、交流機会を発展・拡大する。

(3) 個人の健康リスクに応じた保健事業サービスの提供

ア 糖尿病及び高血圧の要精密検査対象者に対する受診勧奨（コラボヘルス）

- ・健診結果や受診歴の有無等の分析に基づき、要精密検査対象者への受診勧奨を実施する。
- ・実績評価を行い、効果的な実施方法を検討する。

イ 併用禁忌薬剤、重複及び多剤投与者に対する適正受診指導の実施

- ・服薬履歴から抽出した薬の併用禁忌、重複及び多剤投与者に対して「お薬相談通知書」を送付し、主治医やかかりつけ薬剤師への相談を促す。
- ・対象者の服薬状況や副作用の改善状況を確認し、効果的な実施方法を検討する。

ウ 特定健康診査及び特定保健指導の実施率向上

(ア) 特定健康診査

- ・30歳以上の節目年齢（10歳刻み）の家族を対象とした健診費用補助（上限16,000円）を新設する。また、実施後の効果検証を行い、補助年齢の拡大を検討する。
- ・婦人科検診の同時実施等、巡回健診の利便性向上を図る。
- ・未受診者が多い地域での施設型健診機関の増設を図る。
- ・委託機関における家族健診の新規開催を拡大する。

(イ) 特定保健指導

- ・事業所の保健師・看護師が行う特定保健指導に対して費用助成を行うことを広報し、実施事業所の拡大を図る。
- ・事業主との連携による利用勧奨を行う。
- ・初回遠隔面談の利用促進を図る。
- ・健診当日初回面談の実施機関の増設を図る。

◆令和3年度目標値

	令和3年度目標値		令和元年度実績	
	特定健康診査 実施率	特定保健指導 実施率	特定健康診査 実施率	特定保健指導 実施率
組合員	94.2%	26.1%	92.4%	15.7%
家族	54.3%	11.7%	34.6%	5.1%
合計	80.0%	25.0%	71.6%	15.0%

エ 健康情報提供サイトkencomの活用

(ア) 情報提供等

- ・ 健診結果の閲覧、医療及び健康づくりに関する情報提供を行う。
- ・ 体重や歩数の記録をとおして被保険者の健康意識の向上を図る。

(イ) kencom登録率向上に向けた施策

- ・ ウォーキングイベント「みんなで歩活」と連動した広報を実施する。

◆令和3年度目標値

	令和3年度目標値	令和2年10月末現在
kencom登録率	20.0%	11.2%

(ウ) 「どけんポイント」の付与

- ・ 健康づくりにつながる効果的な「どけんポイント」の付与を実施する。

オ 健康相談事業の利用促進

- ・ ころとからだの健康相談については、一部の委託業者を変更し、被保険者向けの24時間オンライン対応可能なシステムを導入する。
- ・ 既存事業（電話相談等）を含め、更なる周知を図ることで当該事業の利用を促進する。

【令和3年度健康相談事業】

区分	継続事業	
	こころの健康相談	からだの健康相談
委託先	(一社) 日本うつ病センター	厚生中央病院
事業内容	メンタルヘルスに関する事業所支援	健康全般に関する電話相談
対応時間	9時～19時	9時～16時



### 3 組織体制の強化

効率的な組織体制の確立並びに将来を担う人材育成に努め、組織基盤の強化を図る。

#### (1) 保険者基盤強化を図るための組織体制の確立

##### ア 地方事務所統廃合の推進

- ・関西事務所、関東事務所及び給付事務センターの統合(令和5年4月)に向けた準備を行う。

##### イ 総合事務センター設置の準備

- ・総合事務センターを厚生会館に設置(令和5年4月)する準備を進める。
- ・総合事務センターの設置にあたっては、工事費を抑えるとともに働きやすく生産性の高い職場環境となるよう設計コンサルタント会社を活用し、計画的に改修工事を実施する。
- ・組合全体の組織体制や職員配置等の検討を行う。

##### ウ 組織活性化への取組み

- ・業務に関するヒアリング結果等を踏まえ、定年再雇用者を含む全ての職員が意欲を持って取り組めるよう職場環境等の改善を行う。

##### エ 人材育成の推進

###### (ア) 新人事評価制度の実施

- ・目標設定やフィードバックなどの面談機会を増やし、適切な指導と適正な評価を行う。
- ・随時検証を行い、制度の効果的な運用を図る。

###### (イ) 職員育成制度の実施

- ・新人事評価制度と連動した能力向上研修を実施する。

#### (2) 直営施設の経営基盤強化

##### ア 厚生中央病院経営改革の推進

- ・第2次病院経営改革プランに基づき、経営改善が適切に進められるよう、経営ミーティングを毎月開催し、確実なプランの推進を図る。

##### イ 厚生中央病院大規模修繕計画の実施

- ・設計コンサルタント会社を活用し、施工内容及び見積金額等の精査を行い、適正に修繕計画を進める。

##### ウ 健康管理センターの事業の見直しと経営安定化

- ・スマートドック等の効果検証及びアンケート調査結果に基づき、適宜事業の見直しを行い、被保険者のニーズに合った事業を実施する。
- ・令和3年度から企業会計(病院会計準則)を導入することにより、適切な経営管理に努める。

#### 4 会議の開催

- (1) 組合会の開催 7月・2月・随時
- (2) 理事会の開催 7月・2月・随時
- (3) 監事会の開催 7月
- (4) 運営理事会の開催 12月・不定期(7月・1月)・随時
- (5) 運営理事会専門委員会の開催 随時

◆令和3年度被保険者数等の見込み

【組合員数・家族数・組合員1人当たり家族数（年間月平均）】

区 分	人 数	対前年度増減率
組合員	195,740 人	△ 0.3 %
後期高齢被保険者である組合員	420	3.4
計	196,160	△ 0.3
家 族	200,630	△ 3.3
被保険者計（後期高齢被保険者である組合員を除く）	396,370	△ 1.8
組合員1人当たり家族	1.025	△ 3.0

【平均基準報酬月額・賞与支給月数】

区 分		月 額	対前年度増減率
		月 数	
平均基準報酬月額	医療分・後期高齢者支援金分	474,347 円	△ 0.6 %
	介護納付金分	541,292	0.0
賞与支給月数	医療分・後期高齢者支援金分	2.87 か月	△ 10.3
	介護納付金分	3.06	△ 10.3

【被保険者千人当たり件数・1件当たり給付額（療養給付費）】

区 分		件 数	対前年度増減率
		給付額	
千人当たり件数	組合員	11,469.20 件	7.9 %
	家 族	13,578.90	11.0
1件当たり給付額	組合員	11,476 円	△ 3.6
	家 族	10,071	△ 6.0

# 令和3年度全国土木建築国民健康保険組合

## 特別会計事業計画

### 【総合病院厚生中央病院】

#### I 運営方針

組合の直営病院としての役割を果たすため、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた情報発信及び相談窓口の設置並びに健診事業の実施を通じて加入事業所及び被保険者の健康管理に貢献する。

また、新型コロナウイルス感染症対策下（東京都感染症診療協力医療機関としての対応）においても、地域中核病院として高齢社会に対応した急性期医療の提供を充実させ、アフターコロナの病院運営を視野に入れ安定的かつ良質な医療を継続的に提供できる体制を整える。

こうした活動を通じて地域包括ケアシステムの一翼を担うことにより、病床稼働率等の目標を達成し、一層のコスト削減に努めるなど第2次病院経営改革プランに基づく経営改善に取り組み、健全な病院運営を目指す。

#### II 事業計画

##### 1 組合の直営病院としての役割の強化

###### (1) 健康管理センターの活動

- ・組合員及びその家族の健診機関として健診内容の充実を図る。
- ・病院に併設された施設としての強みを生かし、受診後の事後フォローも含めた被保険者サービスに努める。

###### ◆令和3年度目標値

区 分		令和3年度目標	令和2年度 決算見込
健 診 受診者数	人 間 ド ッ ク	12,800 人	10,530 人
	生活習慣病健診	380 人	320 人
	そ の 他 健 診	700 人	560 人
	計	13,880 人	11,410 人

- ・どけんぽOB健診については、事業所を通じて広報を行い、利用率の向上に努める。

◆令和3年度目標値

区 分	令和3年度目標	令和2年度 決算見込
どけんぽOB健診 受診者数	180人	150人

- ・60歳以上を対象としたフレイル・ロコモ健診（オプション検査）の広報を行い、利用率の向上に努める。
- ・女性被保険者（東京都、神奈川・埼玉・千葉県在住者）に対してダイレクトメールを送付し、レディースドックの利用率向上に努める。

◆令和3年度目標値

区 分	令和3年度目標	令和2年度 決算見込
レディースドック 利用率	90%	75.7%

(2) どけんぽ新型コロナウイルス感染症支援センターの活動

- ・感染症協力病院としての経験を活かして、加入事業所や被保険者に対する新型コロナウイルスに関連する情報提供や相談等を実施する。
- ・出帰国時のPCR検査や陰性証明書の発行等を行い被保険者サービスに努める。

(3) 組合が実施する保健事業の支援（東京健康支援室と連携）

- ・組合が実施する保健師・管理栄養士による保健指導等に際し、当院医師による疾病等の情報提供支援を行う。
- ・どけんぽヘルシースタジオを活用した栄養教育を実施する。

(4) 中部・関西健康管理センターとの連携

- ・両健康管理センターとの合同研修会（年1回）を実施する。
- ・情報交換、技術の習得等により、職員の健診業務の質の向上を図る。

## 2 地域中核病院としての役割の強化

### (1) 高齢社会に適応した急性期多機能型病院

#### ア 高齢者医療を支えるチーム医療の推進

- ・ 高齢者医療を支えるサポートチーム（骨粗鬆症、嚥下・栄養、低侵襲性手術、認知症、緩和・リビングウィル、皮膚・排泄）の活動を推進する。

#### イ 地域医療における中核病院としての役割

- ・ 高度急性期病院やがん専門病院との医療連携を強化する。
- ・ 診療所や老人保健施設、訪問看護ステーション等のネットワークを推進し、地域包括ケアシステムに貢献する。
- ・ 行政機関及び医療機関と緊密な連携を取り、救急受け入れ患者数の増加に努める。

#### ◆令和3年度目標値

区 分	令和3年度 目 標 値	令和2年度 決 算 見 込
紹 介 率	65%	58%
逆紹介率	40%	38%
救急搬送	月 200 台以上	月 200 台

### (2) 周産期医療の充実

- ・ 産科分娩件数の増加を図るため、無痛分娩の導入等を検討する。
- ・ 産科分娩室の改修工事にあたっては、経営状況を勘案しつつ、慎重に対応する。

#### ◆令和3年度目標値

区 分	令和3年度 目 標 値	令和2年度 決 算 見 込
分娩件数	300 件	280 件

## 3 経営基盤の強化

### (1) 病院経営状況の分析

- ・ 診療部門及び健康管理センター部門ごとの収支等を分析し、経営管理の強化を図る。

### (2) 大規模修繕工事への対応

- ・ 設計コンサルタント会社を活用し、適正かつ効率的な実施に努める。

### (3) 病床稼働率の向上

- ・東京都感染症診療協力医療機関として新型コロナウイルス感染症入院患者の対応を図りながら医療連携強化により新規入院患者の確保に努め、病院収入の柱である病床稼働率の向上を図る。

#### ◆令和3年度目標値

区 分	令和3年度 目 標 値	令和2年度 決 算 見 込
病床稼働率 (年間平均)	※ 83.0%	69%

※感染症対応病棟を除く

### (4) 診療収入に占める人件費等の比率の目標設定

- ・診療収入に占める人件費等の比率に目標値を設定し、収入に見合った経費削減に取り組む。

#### ◆令和3年度目標値

区 分	令和3年度 目 標 値	令和2年度 決 算 見 込
人 件 費 率	58.0%以下	60.7%
薬 品 費 比 率	10.0%以下	10.8%
診療材料費比率	8.0%以下	8.0%

## 4 病院組織体制の強化

### (1) 内部統制の強化

- ・健全な運営を図るため、指示系統の明確化や諸規定の点検など内部統制システムの整備を行い、組織体制の強化を推進する。

### (2) 適正な労働管理

- ・働き方改革の一環として変形労働時間制を導入し、医師等の適正な労働時間の管理に努める。

### (3) 利用者に対する接遇及び人材の育成・教育

- ・問い合わせ事項や苦情等について迅速に対応するとともに、懇切丁寧な説明を行い、利用者に誤解や不信・不安を招くことの無いよう、日頃から接遇に最大限留意する。
- ・利用者に、より高い満足感を提供するため、患者満足度調査（年1回）を実施する。
- ・各種セミナーへの参加や職場内研修を実施し、人材の育成に努める。

## 5 個人情報の保護・管理の徹底

- ・利用者に関する個人情報の取扱いについては「個人情報保護に関する基本方針」に基づき、適正な利用及び保護管理を徹底するとともに、個人情報に関する研修会を実施する。

## 【健康管理センター】

### I 運営方針

中部・関西地区における組合保健事業の拠点として、事業主及び被保険者のニーズに応じた事業の充実を図り、健康支援室との連携により被保険者サービスの向上に努める。

また、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図り、受診者へ安心・安全な健診を提供するとともに、既存事業を見直し、事業の効率化及び効果的な運営を行い経営の安定化を図る。

### II 事業計画

#### 1 健診医療体制の強化

##### (1) 所内健診の充実

##### ア スマートドックの利用促進

- ・被保険者のニーズに応じた健診体制の整備及びPR活動を積極的に行い、引き続きスマートドック受診者の増加に努める。
- ・利用促進を図るため、オプション検査をセットした健診コースの設定を検討・実施する。

##### イ オプション検査の充実

- ・受診者のニーズに柔軟に対応するため各種オプション検査を充実させるとともに、新たな受診者の獲得につながるよう広報活動に努める。

#### ◆令和3年度目標値

区 分	中部健康管理センター		関西健康管理センター	
	令和3年度 目 標	令和2年度 決算見込	令和3年度 目 標	令和2年度 決算見込
スマートドック	2,235人	1,330人	2,489人	2,456人
生活習慣病健診	7,825人	7,875人	9,450人	8,793人
その他健診	8,641人	8,526人	6,368人	5,923人



(2) 巡回健診の見直し

- ・被保険者のニーズに応じたオプション検査を実施するとともに、巡回経路を見直すなど、効率的な運営に努める。
- ・巡回健診に係る収支動向及びセンター全体の収支状況等を勘案したうえで事業の存廃を含め検討する。

◆令和3年度目標値

区 分	中部健康管理センター		関西健康管理センター	
	令和3年度 目 標	令和2年度 決算見込	令和3年度 目 標	令和2年度 決算見込
生活習慣病健診	2,800人	2,770人	2,007人	2,007人
その他健診	7,784人	7,784人	3,654人	3,654人

(3) 診療体制の見直し

【中部】

- ・外来診療の効率化に向け、診療時間帯の縮小を検討する。
- ・院外処方の実施に向け、院内の体制を整える。

【関西】

- ・外来診療の効率化に向け、診療日数の縮小を検討する。

◆令和3年度目標値

区 分	中部健康管理センター		関西健康管理センター	
	令和3年度 目 標	令和2年度 決算見込	令和3年度 目 標	令和2年度 決算見込
外来患者数	4,220人	3,840人	1,051人	960人

## 2 経営の安定化

### (1) 独立採算経営の定着

- ・既存事業を見直し、人件費その他の諸経費削減を図る。
- ・営業活動を積極的に行い目標達成に努める。

### (2) 病院会計準則の導入

- ・企業会計（病院会計準則）による会計処理に移行し、経営の透明性を高めるとともに、適切な経営管理を行う。

## 3 健診機能を支える施設間連携の強化

### (1) 厚生中央病院との連携

- ・厚生中央病院との合同研修会（年1回）を実施する。
- ・情報交換、技術の習得等により、職員の健診業務の質の向上を図る。

### (2) 健康支援室との連携

- ・名古屋・大阪健康支援室と定期的に打合せを実施し、被保険者の疾病予防や健康の保持増進に効果的な取組みを検討する。
- ・所内受診者に対して同支援室が実施する健診後の事後指導、特定保健指導に協力する。

## 4 利用者に対する接遇及び人材の育成・教育

- ・問い合わせ事項や苦情等について迅速に対応するとともに、懇切丁寧な説明を行い、利用者に誤解や不信・不安を招くことの無いよう、日頃から接遇に最大限留意する。
- ・利用者に、より高い満足感を提供するため、アンケート調査（年1回）を実施する。
- ・各種セミナーへの参加や職場内研修を実施し、人材の育成に努める。

## 5 個人情報の保護・管理の徹底

- ・「健康管理センター個人情報の保護に関する規則」等に基づき、適正な利用及び保護管理を徹底するとともに、個人情報に関する研修会（年1回）を実施する。